



外貨建 エブリバディプラス Everybody Plus

2019年4月版

5年ごと利差配当付利率変動型一時払特別終身保険（指定通貨建）

契約締結前交付書面

（契約概要・注意喚起情報）

兼

商品パンフレット

商品解説動画、予定利率
や為替レート等をHPに
て公開しています。



「外貨建・エブリバディプラス」は明治安田生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本割れすることがあります。また、預金保険制度の対象ではありません。

この商品は、保険金等を円でお受け取りいただく場合、為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。また、指定通貨のままお受け取りいただく場合でも、お客さまにご負担いただく諸費用があることや、解約返戻金に適用される市場価格調整のため、損失が生じるおそれがあります。

ご契約前に必ずお読みください。

- 「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を、「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、必ずご確認ください。
- 「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」のほか、ご契約内容に関する詳細は「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

募集代理店

 MUFG 三菱UFJ銀行

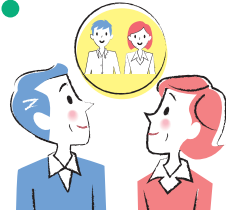
引受保険会社

確かな安心を、いつまでも

 明治安田生命

この商品はみなさまの
さまざまな想いにお応えします

万一の際は**家族にのこしたい**



契約日から5年後に
死亡保険金が
大きく増加します!

- かんたんな職業告知でご加入いただけます。
 - 死亡保険金には非課税枠(500万円×法定相続人の数)があります。
- ※この取り扱いは、2019年3月現在の税制に基づいており、将来変更される場合があります。

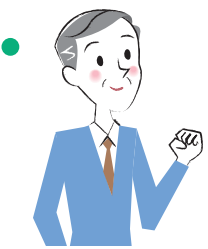
少しでも**高い利回り**の商品で運用したい



円と比べて**高利率**の
外国通貨で運用できます!

- 指定通貨は米ドルまたは豪ドルから選択できます。
- 積立金は指定通貨建で期間の経過とともに増加します。
- 契約日から10年ごとの解約返戻金が指定通貨建で確定します。

運用成果を確保する**タイミング**を逃したくない



円換算の運用成果が**目標値**に
到達したら**自動的に**
利益を確保できます!

- 目標値に到達した場合、円建の終身保険に自動移行する機能があります。
- 円建終身保険移行後は、円建で死亡保険金・解約返戻金が期間の経過とともに増加します。

くわしくは、右記をご覧ください。

[商品のおくみは3～8ページへ](#)

[用語説明は12ページへ](#)

[アフターフォローは13～15ページへ](#)

一時払終身保険には、このような機能があります

万一のことがあった場合…

**あらかじめ指定された受取人が
受け取れます**



ご契約時に死亡保険金受取人を指定いただくことにより、将来誰がどれだけ受け取るかを
ご自身の意思で決めておくことができます。

万一のことがあった場合…

すみやかに現金を受け取れます



遺族の生活費や納税資金としてスピーディーな活用ができます。

※死亡保険金受取人固有の財産とみなされるため、原則として、遺産分割協議の対象とはなりません。ただし、
相続人間に著しい不公平が生じる場合には死亡保険金受取人固有の財産とみなされない可能性があります。

相続税法第12条

死亡保険金には非課税枠があります

相続税の非課税枠=500万円×法定相続人の数

死亡保険金の非課税枠により、相続税の課税対象額が少なくなります。

※「契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人」の場合に限ります。

※「法定相続人の数」には、相続を放棄した人も含まれます。

※外貨建保険の場合、外貨建の死亡保険金を円に換算した金額が課税対象となります。

※この取り扱いは、2019年3月現在の税制に基づいており、将来変更される場合があります。

この商品にかかる**費用・リスク**について [くわしくは9～11ページへ](#)

1 お客さまにご負担いただく諸費用

この商品のお客さまには、「契約初期費用(ご契約時にかかる費用)」「保険契約関係費用」を
ご負担いただきます。また、「外貨のお取り扱いにかかる費用」をご負担いただくこともあります。

2 為替リスク

この商品は外貨建のため、「ご契約時の為替レート」と「死亡保険金や解約返戻金等の受取時の
為替レート」に差が生じることにより、死亡保険金や解約返戻金等の円換算額が、一時払保険料の
円換算額(円で払い込まれた場合は、円で入金した金額)を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**

3 金利変動リスク(市場価格調整)

この商品では、解約・減額する場合や円建終身保険に移行する場合の解約返戻金額の算出にあたり、
市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整
を行います。このため、解約返戻金額が基本保険金額を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**

この商品は一生涯の「保障」と外貨建での着実な「運用」、2つの安心がある一時払終身保険です。

外貨建 エブリバディプラス
Everybody Plus の保障のしくみ

⚠️ この商品はお客さまにご負担いただく諸費用があります。さらに、為替の影響および解約・減額時の市場金利の情勢によっては、損失が生じるおそれがあります。➡️詳しくは23・24ページへ

ポイント 1 第1保険期間は指定通貨建で基本保険金額が最低保証されます

- 第1保険期間(契約日から5年間)の災害死亡保険金は基本保険金額を上回ります。
- 死亡給付金は抑えられていますが、指定通貨建で基本保険金額が最低保証されます。

⚠️ 最低保証額は指定通貨建であり、円建での保証はありません。

ポイント 2 契約日から5年後に保障が増加します

- 第2保険期間開始日(契約日から5年後)に災害死亡保険金と死亡保険金と同額となり、災害以外で死亡されたときの保障が大きく増加します。

⚠️ 第2保険期間は災害死亡時の割増はありません。

ポイント 3 10年ごとの予定利率更新により保障のさらなる増加が期待できます

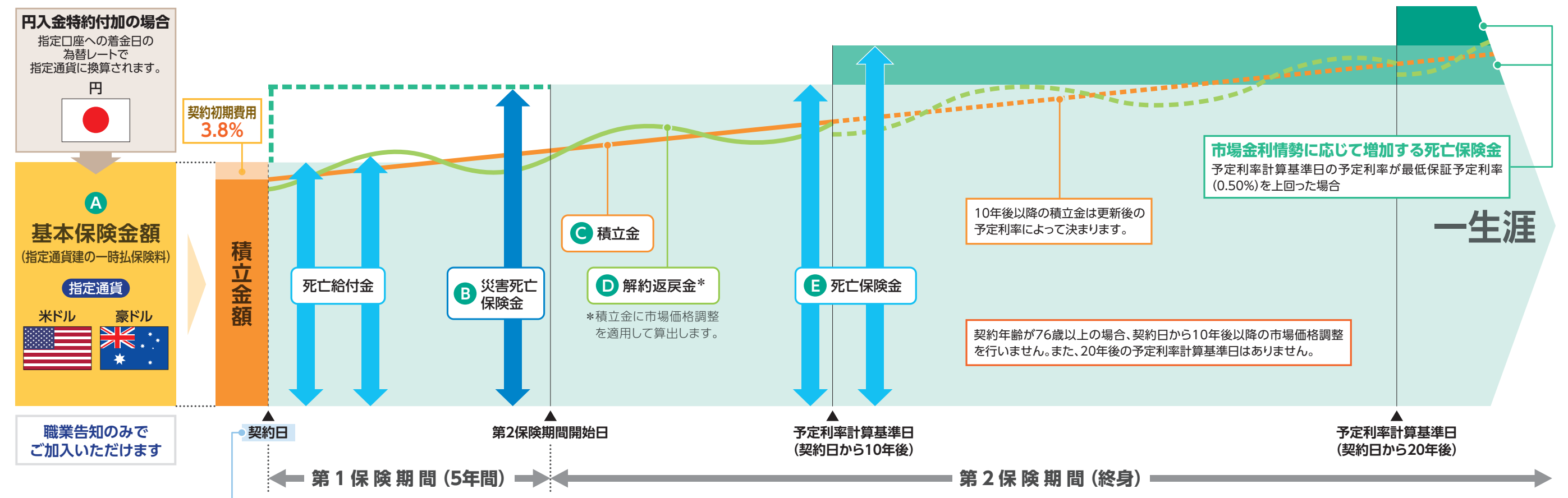
- 契約日から10年ごとの予定利率計算基準日に更新される予定利率が最低保証予定利率(0.50%)を上回った場合、死亡保険金がさらに増加します。
- 一度増加した死亡保険金は、その後減ることはありません。

⚠️ 最後の予定利率計算基準日を過ぎると、予定利率を更新しないため、死亡保険金は増加しません。

【保障のしくみ】
(イメージ図)

| お支払いする死亡保険金額 | 第1保険期間 | | 第2保険期間 |
|--------------|--------------------|----------------------|--------------------|
| | 災害で死亡されたとき | 災害以外で死亡されたとき | 第2保険期間 |
| | B または D のいずれか大きい金額 | A、C または D のいずれか大きい金額 | E または D のいずれか大きい金額 |

⚠️ このイメージ図は米ドル建または豪ドル建の記載となります。



円入金特約付加の場合
指定口座への着金日の為替レートで指定通貨に換算されます。

職業告知のみでご加入いただけます
被保険者が告知をした日、または明治安田生命が一時払保険料相当額を受け取った日(指定口座への着金日)のいずれか遅い日となります。

➡️ この商品の運用のしくみは5・6ページへ

商品パンフレット

商品パンフレット

この商品は一生涯の「保障」と外貨建での着実な「運用」、2つの安心がある一時払終身保険です。

外貨建 エブリバディプラス
Everybody Plus の運用のしくみ

⚠️ この商品はお客さまにご負担いただく諸費用があります。さらに、為替の影響および解約・減額時の市場金利の情勢によっては、損失が生じるおそれがあります。➡️くわしくは23・24ページへ

ポイント 1 積立金は指定通貨建で着実に増加します

- 積立金は指定通貨建で期間の経過とともに増加します。
- 積立金算出の基準となる予定利率は契約日から10年間保証され、その後は10年ごとに更新されます。そのため、10年ごとの積立金は契約日および予定利率計算基準日に確定します。

⚠️ ・ご契約時にご契約の締結に必要な費用が差し引かれますので、積立金は一定期間基本保険金額を下回ります。
・一時払保険料や積立金が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。

ポイント 2 契約日から10年ごとの解約返戻金は積立金と同額となります

- 解約返戻金は積立金を基準に市場価格調整を適用して、指定通貨建てで算出されます。ただし、予定利率計算基準日の直前の1ヵ月間は市場価格調整が適用されないため、積立金と同額となります。
- 解約返戻金は指定通貨建てのほか、円建てでも受け取れます。
- 「MYほけんページ」で運用状況の確認ができます。

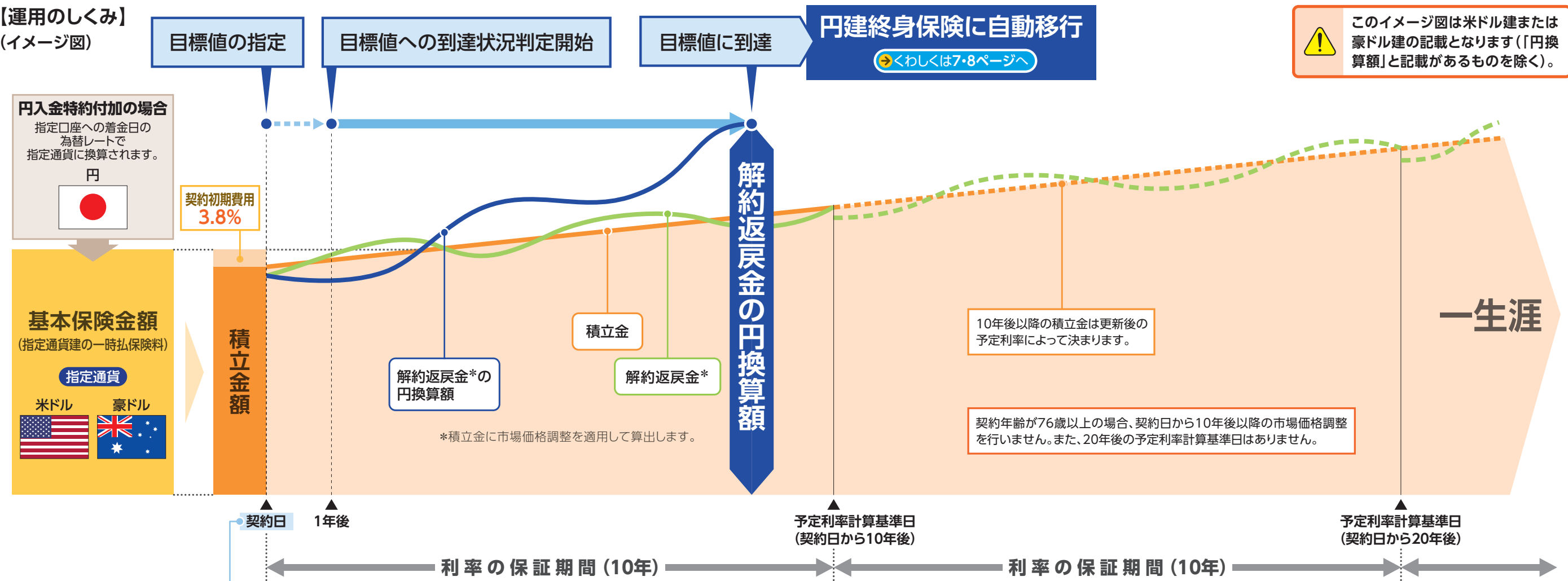
⚠️ 市場価格調整により算出された解約返戻金が、基本保険金額を下回ることがあります。

ポイント 3 運用成果を円建てで自動的に確保できます

- あらかじめ目標値*を指定しておくことで、契約日から1年経過後以降、明治安田生命が目標値への到達状況を毎営業日判定します。
*105%、110%~200%(10%単位)、指定なしから選択でき、変更もできます。
- 解約返戻金の円換算額の割合が目標値に到達している場合、自動的に円建ての終身保険に移行します。

⚠️ 目標値の水準や、加入後の為替レートの変動および市場金利の情勢によっては、保険期間を通じて目標値に到達しないことがあります。

【運用のしくみ】
(イメージ図)



⚠️ このイメージ図は米ドル建または豪ドル建の記載となります(「円換算額」と記載があるものを除く)。

10年後以降の積立金は更新後の予定利率によって決まります。

契約年齢が76歳以上の場合、契約日から10年後以降の市場価格調整を行いません。また、20年後の予定利率計算基準日はありません。

予定利率計算基準日 (契約日から10年後)

予定利率計算基準日 (契約日から20年後)

被保険者が告知をした日、または明治安田生命が一時払保険料相当額を受け取った日(指定口座への着金日)のいずれか遅い日となります。

➡️この商品の保障のしくみは3・4ページへ

商品パンフレット

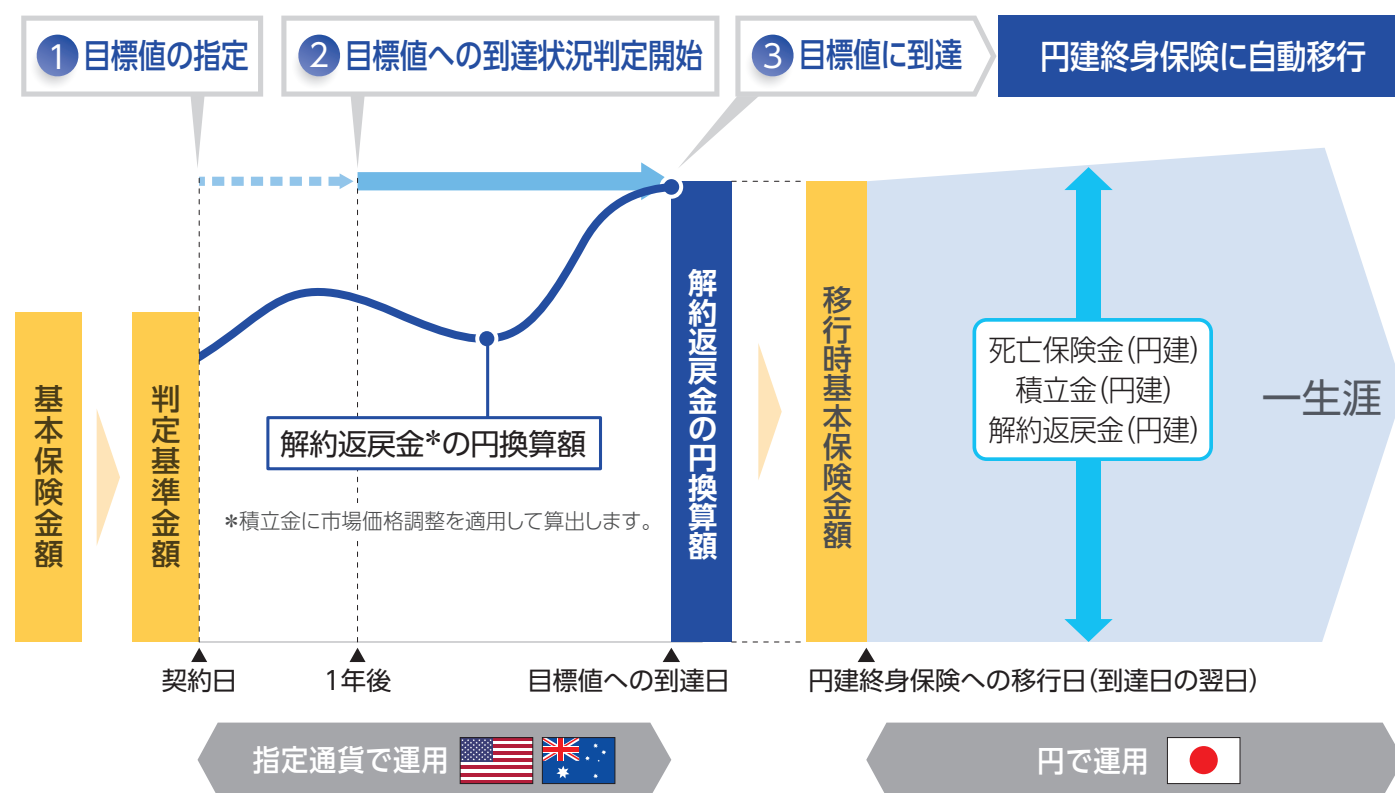
商品パンフレット

「円建終身保険移行特則」について

円換算の自動的に

運用成果があらかじめ指定した目標値に到達したら、利益を確保することができるしくみです。

■円建終身保険に移行した場合のイメージ図



2 目標値への到達状況を毎営業日判定

- 契約日から1年後の契約応当日以後、解約返戻金の円換算額(配当金を除く)の割合が目標値に到達しているかどうかを、明治安田生命が毎営業日判定します。

3 目標値以上となった場合、自動的に円建終身保険に移行

- 目標値への到達日における解約返戻金の円換算額(配当金を含む)を移行時基本保険金額とし、到達日の翌日に円建終身保険に自動移行します。

<円建終身保険移行後のお取り扱い>

- 予定利率は移行時の円建終身保険用の予定利率が適用され、その後の更新はありません。
- 死亡保険金・解約返戻金は積立金と同額となり、円建で期間の経過とともに増加します(災害死亡時の割増はありません)。
- 解約返戻金には市場価格調整は適用されません。
- 解約・減額して、返戻金を受け取ることもできます(円でのお支払いになります)。

4 円建終身保険に移行した旨を契約者にご連絡

- 円建終身保険に移行したら、明治安田生命は以下の方法で契約者にご連絡します。

<ご連絡の方法>

| | |
|-------|---|
| 郵送 | 『目標値到達による「円建終身保険への移行」のお知らせ』を発送 |
| 電子メール | 円建終身保険移行後に発信 ※「MYほけんページ」へのメールアドレスの事前登録が必要です。 |

- 円建終身保険への移行後に、再度外貨建終身保険に戻すことはできません。
- 目標値の水準や、加入後の為替レートの変動および市場金利の情勢によっては、保険期間を通じて目標値に到達しないことがあります。
- 円建終身保険移行後の死亡保険金額(円建)は、移行前の死亡保険金額(指定通貨建)の円換算額を下回ることがあります。

1 目標値(%)を指定

- ご契約時に「目標値」(判定基準金額に対する解約返戻金の円換算額の割合)を指定していただきます。

※目標値への到達日までであれば、目標値を指定・変更・取消しすることができます。

指定可能な目標値(%)

| | | |
|-------------|-----------------------------|---|
| 105% | 110%~200% (10%単位) | 指定なし ※運用成果にかかわらず、自動移行しません。なお、契約後に目標値を指定することもできます。 |
|-------------|-----------------------------|---|

| 判定基準金額(円建) | | 解約返戻金の円換算額 |
|------------------------|---|--|
| 円で保険料を払い込む場合 | 指定通貨で保険料を払い込む場合 | |
| 一時払保険料 (円でのお払い込み金額) | 基本保険金額 × 明治安田生命が一時払保険料を受領した日の判定基準為替レート (TTM+50銭) | 判定日の解約返戻金額 × 目標値判定為替レート (TTM-50銭) |

※基本保険金額が減額された場合、判定基準金額も減額されます。

この商品にかかるリスクについて

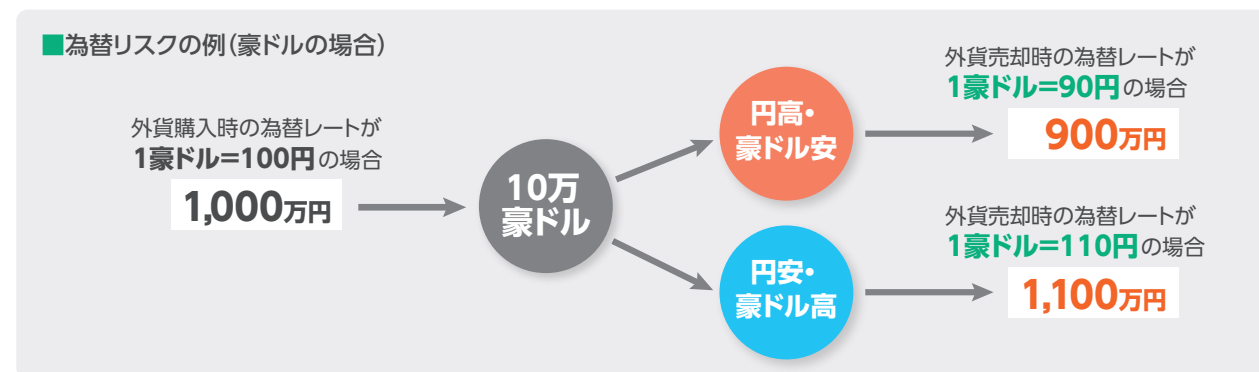
この商品には主に以下の
リスク(損失が生じるおそれ)があります。

| 種類 | 対象となるリスク |
|---------|-------------------|
| 死亡保険金*1 | ① 為替リスク |
| 解約返戻金*2 | ① 為替リスク・② 金利変動リスク |

*1 災害死亡保険金・死亡給付金・死亡保険金のことです。 *2 解約・減額時の返戻金のことです。

① 為替リスク

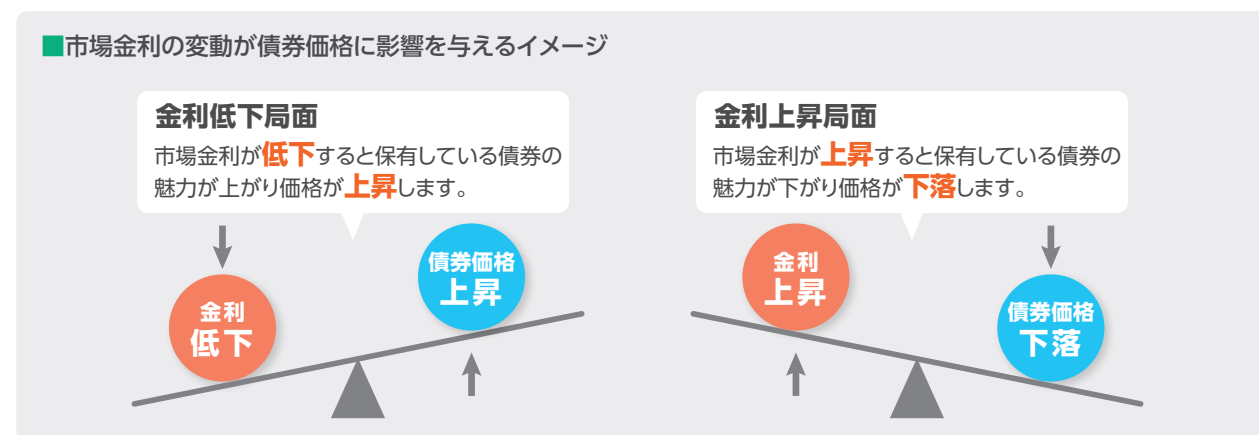
この商品は外貨建のため、「ご契約時の為替レート」と「死亡保険金や解約返戻金等の受取時の為替レート」に差が生じることにより、死亡保険金や解約返戻金等の円換算額が、一時払保険料の円換算額(円で払い込まれた場合は、円で入金した金額)を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**



② 金利変動リスク(市場価格調整)

この商品は、積立金を米ドル建または豪ドル建の固定金利の債券等で運用していますが、債券の満期(償還)を待たずに売却する場合は、市場金利の情勢に応じて売却価格が変動します。この債券の価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を、この商品では行います。

このため、解約返戻金額が基本保険金額(指定通貨建の一時払保険料)を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**



⚠ この保険における「為替リスク」および「金利変動リスク」は、契約者または
保険金受取人が負います。

➡ くわしくは24ページへ

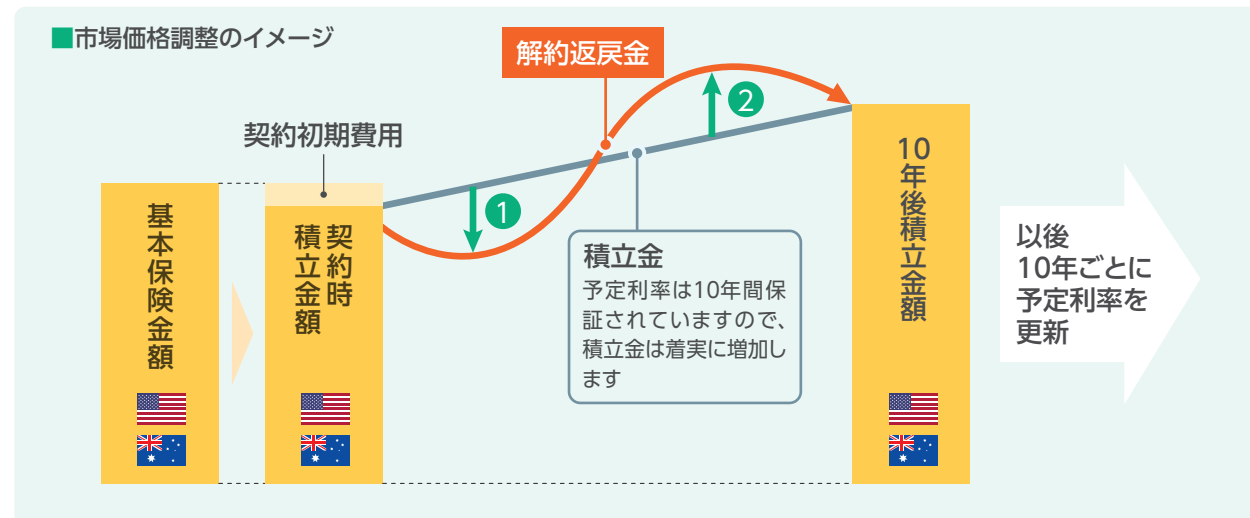
市場価格調整とは? ➡ くわしくは21ページへ

市場価格調整とは、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる手法です。このため、解約する際の市場金利に応じて、解約返戻金が増減します。

市場価格調整のポイント

- ① 「解約時の市場金利」>「契約時の市場金利」となる場合、解約返戻金は**減少**します。
- ② 「解約時の市場金利」<「契約時の市場金利」となる場合、解約返戻金は**増加**します。

※上記の内容は変動のイメージを示したものです。具体的な解約返戻金の計算方法については21ページをご覧ください。



市場価格調整の非適用期間

契約日から10年ごとの解約返戻金を外貨建で確定します

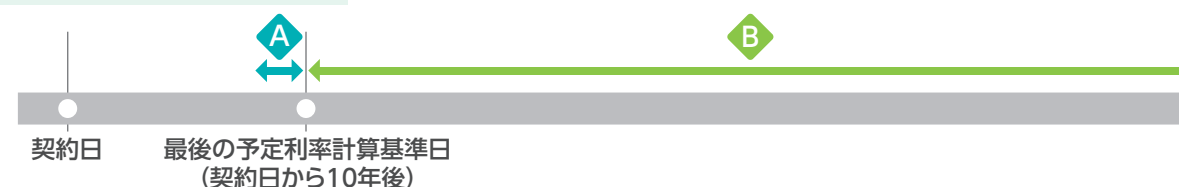
以下の **A** および **B** の期間の解約返戻金は、市場価格調整が適用されないため、積立金と同額となります。よって、市場価格調整による解約返戻金の増減はありません。この期間は契約年齢により異なります。

- A** 予定利率計算基準日の直前の1ヵ月間 **B** 最後の予定利率計算基準日以後

契約年齢が75歳以下の場合



契約年齢が76歳以上の場合



この商品にかかる費用について

この商品には、契約者または保険金受取人にご負担いただく費用があります。 [くわしくは23ページへ](#)

例 一時払保険料を円でお支払いいただき、解約返戻金を円で受け取る場合

※保険料は指定通貨でお支払いいただくこともできます。また、解約返戻金は指定通貨で受け取ることもできます。

資金の流れ

一時払保険料



円を指定通貨に交換

必要となる費用

一時払保険料を円で払い込む時

■為替手数料

円入金特約を付加して、一時払保険料を円で払い込む場合に適用する明治安田生命所定の為替レートには、為替手数料が反映されています。この為替手数料はお客様のご負担となります。

円入金特約における為替レート: $TTM^* + 50$ 銭

契約時および保険期間中

A. 契約初期費用

ご契約の締結にかかる費用

基本保険金額に対して3.8%を乗じた金額を契約時に控除します。

B. 保険契約関係費用

以下の費用を積立金から毎年控除します。

ご契約の維持・管理にかかる費用

予定利率を最低保証するための費用および保険金等にかかる費用

被保険者の契約年齢、性別および経過期間等により異なります。

「契約初期費用」「保険契約関係費用」は一時払保険料以外に別途お支払いいただくものではありません。死亡保険金額や解約返戻金額等は、すでにこの費用が差し引かれた後の金額となります。

■この商品では、解約時に控除される費用はありません。

解約返戻金を円で受け取る時

円支払特約を適用して、解約返戻金を円で受け取る場合に適用する明治安田生命所定の為替レートには、為替手数料が反映されています。この為替手数料はお客様のご負担となります。

円支払特約における為替レート: $TTM^* - 50$ 銭

*TTMについてくわしくは、次ページをご覧ください。

※円入金特約・円支払特約における為替レートは明治安田生命ホームページ (https://www.meijiyasuda.co.jp/window/fc-everybodyplus/exchangerate_today/) で確認できます。

※円支払特約における為替レート(TTM-50銭)は2019年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

解約返戻金



指定通貨を円に交換

解約返戻金の円換算額



用語説明

| | |
|---------------------|--|
| 一時払保険料 | 保険契約締結の際にお支払いいただく金額です。円入金特約を付加した場合は円で、付加しない場合は指定通貨でお支払いいただけます。 |
| 基本保険金額 | この保険の保険金等を支払う場合の基準となる外貨建の金額のことをいいます。一時払保険料が円の場合はお支払い金額の指定通貨換算額、一時払保険料が指定通貨の場合はお支払い金額と同額となります。 |
| 第1保険期間 | 契約日から起算した5年間をさします。 |
| 第2保険期間 | 第1保険期間満了日の翌日から終身をさします。 |
| 積立金 | 将来の保険金等の支払いのために、明治安田生命が積み立てる金額です。契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額であり、期間の経過とともに増加します。 |
| 解約返戻金 | ご契約を解約・減額された場合に契約者にお支払いする金額です。この商品は、積立金に市場価格調整を適用して解約返戻金額が算出されます。円支払特約を適用することで、解約返戻金を円でお受け取りいただくこともできます。 |
| 予定利率 | 死亡保険金額や積立金額等を算出する際に基準となる利率です。毎月2回(1日と16日)、指定通貨や契約年齢(20歳~75歳と76歳~85歳)ごとに明治安田生命が設定し、積立金に適用されます。契約日が申込日と異なる場合は、契約日の予定利率が適用されます。具体的な利率は、「生命保険ご提案書」等をご確認ください。 |
| 予定利率計算基準日 | 予定利率を更新する日です。契約日から10年ごとの年単位の契約応当日とします。適用された予定利率・被保険者の年齢および性別に応じて、次の予定利率計算基準日の前日までの死亡保険金額および積立金額が確定します。 |
| 最後の予定利率計算基準日 | 契約年齢が20歳~75歳の場合、被保険者の年齢が96歳以上で迎える予定利率計算基準日、契約年齢が76歳~85歳の場合、被保険者の年齢が86歳以上で迎える予定利率計算基準日のことです。この日を過ぎると予定利率の更新はありません。 |
| 市場金利情勢に応じて増加する死亡保険金 | 契約日から10年ごとに更新される予定利率が、最低保証予定利率(0.50%)を上回った場合、死亡保険金が増加します。予定利率が0.50%の場合は増加しません。なお、一度増加した死亡保険金は、その後減ることはありません。 |
| 判定基準金額 | 円建終身保険移行特約における、目標値到達判定の基準となる円建の金額です。一時払保険料が円の場合はお支払い金額と同額、一時払保険料が指定通貨の場合は基本保険金額の円換算額となります。たとえば、判定基準金額が1,000万円で、目標値が110%の場合、解約返戻金の円換算額が1,100万円以上となったときに、円建終身保険に移行します。 |
| 契約年齢 | 契約日における契約者または被保険者の満年齢のことです。特に指定のない場合、本資料では契約日における被保険者の満年齢をさします。 |
| TTM | TTM(対顧客電信売相場仲値)は、金融機関で外貨を売買する際の基準レートです。この商品では明治安田生命所定の金融機関が公示する値を適用します。対顧客電信売相場(TTS)と対顧客電信買相場(TTB)の中間の値となります。 |

充実したアフターフォロー

外貨建保険の運用成果は日
明治安田生命は契約後も安

々変化しますので、タイムリーな情報が必要です。
心してご継続いただけるよう、各種サービスを用意しています。

ご契約者専用WEBサイト

MYほけんページにご登録いただくと

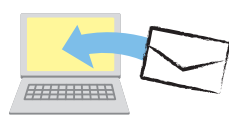
いつでもどこでも運用状況を確認でき、**すぐに**手続きできます。

契約内容の照会



照会日時点の**契約内容・運用状況**を確認できます。
解約返戻金額は
指定通貨建・円建どちらも確認できます。
※当日の為替レートは、米ドルは10:30頃、豪ドルは11:00頃に反映します。

メールでの情報提供



ご登録いただいたメールアドレスに、
運用状況等のご**契約の情報**をお知らせします。
※MYほけんページへのメールアドレスの事前登録が必要です。

各種手続き・ご請求



各種手続きや書類のご請求ができます。

- **お客さま情報の変更手続き**
住所・電話番号・メールアドレス等を変更できます。
- **目標値の変更手続き**
円建終身保険移行特則の目標値を変更できます。
- **解約手続き**
WEBや電話での解約手続きは平日の以下の時間に
限り受け付けます。

| | 米ドル建 | 豪ドル建 |
|-------|-------------|-------------|
| WEB解約 | 10:30~23:00 | 11:00~23:00 |
| 電話解約 | 10:30~18:00 | 11:00~18:00 |

円支払特約における明治安田生命所定の為替レート
(指定通貨→円)は手続き日当日のレートが適用されます。
※WEBや電話での解約手続きの受取口座は円貨口座のみ指定できます。
※WEBや電話での解約手続きは支払金額3,000万円以下の場合に取り扱います。
※口座への着金は、手続き日から3営業日程度かかります。
※その他のご要件につきましては、明治安田生命コミュニケーション
センターにご連絡ください。

⚠ WEB解約・電話解約を行うためには、送金口座・暗証番号の事前登録が必要です。

登録方法

・送金口座：契約成立後に郵送される「送金口座登録請求書」を提出し登録(本人確認書類の提出が必要です)
・暗証番号：MYほけんページ上で初回ログイン時に登録(登録方法は次ページ参照)

※手続きに必要なMYほけんページID・暗証番号等は忘れずに保管してください。

明治安田生命コミュニケーションセンター



ようこそ ハロー
0120-453-860

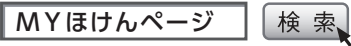
月曜～金曜9:00～18:00 土曜9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)

「MYほけんページ」のご利用方法

本商品にご契約いただくと、保険証券とは別に
「MYほけんページのID通知(下記の郵送書類②)」を送付します。
以下、手順に沿って、ログインいただき、MYほけんページをご利用ください。

スマートフォンでも
アクセスできます
(一部機種除く)。



- 1 明治安田生命ホームページのトップ画面の
『ご契約者専用WEBサイト
MYほけんページ』をクリック

- 2 『新規登録』をクリック
- 3 MYほけんページIDまたは
明治安田生命カードを『お持ちの方』をクリック
- 4 MYほけんページ規約をご確認後、
ご同意いただき『同意して次に進む』をクリック
- 5 MYほけんページID・生年月日・暗証番号を
ご入力いただき『次の画面へ』をクリック(※)
(※)暗証番号登録がお済みの場合、ID(16桁)の代わりに保険証券記載
の証券番号(8桁)でも入力いただけます。暗証番号未登録の場合、
暗証番号はこの画面で登録いただけます。
- 6 ログインパスワードを設定し、初期設定完了
(メールアドレス登録が未了の場合は、MYほけんページの初回利用の際にご登録いただく必要がございます)

【MYほけんページ ログイン画面】



【3】の選択画面】



ご契約後に明治安田生命より郵送する書類

ご契約後

①生命保険証券・保険証券付属書

・送付方法:簡易書留
・発送時期:通常、契約成立後3営業日程度で発送
※ただし、お申込内容により、さらに日数を要する場合があります。

②MYほけんページのID通知

・発送時期:契約成立後2週間程度で発送
※ただし、すでに「MYほけんページID」や「明治安田生命カード」をお持ちの方を除きます。

上記を参照のうえ、記載されたIDで
MYほけんページに登録ください。

③生命保険料控除証明書(控除証明書はご契約年のみの発送)

・1月1日から9月30日までのご契約 ⇒ 9月下旬～10月下旬頃に発送
・10月1日から12月31日までのご契約 ⇒ ご契約成立後に随時発送

保険期間中

④明治安田生命からのお知らせ

・発送時期:年1回(毎年9月～10月頃)

円建終身保険
移行時


⑤目標値到達による「円建終身保険への移行」のお知らせ


※これらのサービス・取扱条件は、2019年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

みんなの健活サービス





明治安田生命は、健康に向けた前向きな活動=健活と一緒に取り組む「みんなの健活プロジェクト」の一環として、病気の予防・早期発見や重症化予防等に役立つさまざまなサービスをご用意しています。

明治安田生命のサービスはWEB(MYほけんページ)および電話でご利用いただけます






 MYほけんページにて
ご利用いただけるサービスです。
明治安田生命ホームページからアクセス
してください。

 電話で
ご利用いただけるサービスです。
お手元にMYほけんページIDもしくは明治安田生命
カード番号、証券番号のいずれかをご用意ください。

予防・早期発見

| | |
|---|--|
|  先進検査優待サービス 血液・尿などによって、将来発症し得るさまざまな病気のリスクを評価する先進検査を、優待特典付きでご利用いただけるサービスです。 <small>提供:NKメディコ(株)</small> |  郵送検診優待利用サービス がんや生活習慣病のリスクをはじめ、健康状態を簡単に調べることができる郵送型検査キットが、優待価格でご利用いただけます。 <small>提供:ハルメク・ベンチャーズ(株)</small> |
|  人間ドック・レディースドック 相談・予約サービス 人間ドック/レディースドックに関する電話相談に専門スタッフが応えし、全国の提携施設より人間ドックの予約が可能です。 <small>提供:(株)ウェルネス医療情報センター</small> |  スポーツクラブ 優待利用サービス 全国の提携施設を優待価格でいつでもご利用いただけます。 <small>提供:セントラルスポーツ(株)</small> |

治療・重症化予防等

|  専門家による電話相談 | |
|--|---|
|  24時間健康相談サービス ご自身やご家族の健康に関する電話相談を24時間いつでも無料でお受けいたします。 <small>提供:ティーパック(株)</small> |  24時間妊娠・育児相談サービス 妊娠・出産・育児に関する電話相談を24時間いつでも無料でお受けいたします。 <small>提供:ティーパック(株)</small> |
|  介護相談サービス 介護に関するさまざまな相談にケアマネジャーや社会福祉士が無料でお応えする電話相談サービスです。 <small>提供:明治安田システム・テクノロジー(株)</small> |  障がい相談サービス 「身体障がい」に関するさまざまな相談に社会福祉士やケアマネジャーがお応えする電話相談サービスです。 <small>提供:明治安田システム・テクノロジー(株)</small> |

サービスのご利用については、MYほけんページでご確認いただくか明治安田生命コミュニケーションセンターにお問い合わせください。

※これらのサービスは明治安田生命保険相互会社の業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については、明治安田生命が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断のもとに行ってください。万一、サービスをご提供した結果損害が発生しても、明治安田生命は責任を負いかねます。

※記載の内容は2019年4月現在のものであり、サービス内容は予告なく中止、変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

MEMO

契約概要

- 「契約概要」には、商品内容に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- 「契約概要」に記載されたお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表の事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所等について

- **名称** 明治安田生命保険相互会社
- **住所** 本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
- **連絡先** 明治安田生命コミュニケーションセンター TEL 0120-453-860
ホームページアドレス <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

2 商品の特長としくみについて

■ 保険商品の名称(正式名称)

5年ごと利差配当付利率変動型一時払特別終身保険(指定通貨建)

■ 商品の特長

- この保険は、生涯にわたる保障をご準備いただける保険であり、以下の特徴があります。
- ご契約時に指定通貨として米ドル・豪ドルのうちどちらかを指定いただきます。この保険における死亡保険金や解約返戻金等は、指定通貨建で算出されます。
 - 第1保険期間(契約日から5年間)の死亡給付金を抑えることで、第2保険期間(第1保険期間満了日の翌日から終身)の死亡保険金を大きくしています。
 - 予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率を上回る場合は、死亡保険金が増加します。
 - 積立金は、指定通貨建で着実に増加します。また、解約返戻金は、積立金を基準として、市場価格調整を適用して算出します。
 - 円建終身保険移行特則により、判定基準金額に対する解約返戻金の円換算額の割合が、あらかじめ指定した目標値以上となった場合、自動的に円建の終身保険に移行します。

 **参照** この商品の費用・リスクについては23・24ページをご覧ください。

3 保障内容について

■ 保険金等のお支払事由

| 保険金の種類 | お支払いする場合 | お支払額 | 受取人 |
|---------------|-------------|--|--|
| 第1 保険期間 | 災害死亡 保険金 | 被保険者が第1保険期間中に、不慮の事故により、その事故の日から180日以内に死亡したとき、または、所定の特定感染症で死亡したとき | 次のいずれか大きい金額 ・基本保険金額に基づき計算される金額① ・被保険者が死亡した日の解約返戻金額 |
| | 死亡 給付金 | 被保険者が第1保険期間中に死亡した場合で、かつ、災害死亡保険金 が支払われないとき | 次のいずれか大きい金額 ・基本保険金額 ・被保険者が死亡した日の積立金相当額 ・被保険者が死亡した日の解約返戻金額 |
| 第2 保険期間 | 死亡 保険金 | 被保険者が第2保険期間中に死亡したとき | 次のいずれか大きい金額 ・基本保険金額に基づき計算される金額①② ・被保険者が死亡した日の解約返戻金額 |
| 円建終身 保険移行後 | 死亡 保険金 | 被保険者が円建終身保険移行後に死亡したとき | ・被保険者が死亡した日の積立金相当額 |

- ① 契約日に、指定通貨、予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて明治安田生命が定めます。
- ② 予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率を上回る場合は、金額が増加します。ただし、最後の予定利率計算基準日を過ぎると、予定利率を更新しないため、金額は増加しません。
- ③ 原則、被保険者の配偶者または2親等内の血族から指定いただきます(7人まで)。
※保険金等は原則、指定通貨建でお支払いします(円建終身保険移行後を除く)。
※保険金等について、すえ置支払いや年金支払いを選択することはできません。
※災害死亡保険金と死亡給付金は重複してお支払いしません。
※高度障害保険金はありません。

■ 保険金等をお支払いできない場合

 **参照** 保険金等をお支払いできない場合については26ページをご覧ください。

■ 特約・特則について

円入金特約

- この特約を付加することで、円により一時払保険料をお払い込みいただけます。
- 円によりお払い込みいただいた金額を、明治安田生命が所定の為替レートで指定通貨に換算し、換算後の金額を保険契約締結の際の基本保険金額とします。
- この特約に適用する為替レートは、明治安田生命が一時払保険料相当額を受け取った日(指定口座への着金日)における明治安田生命所定の為替レートとなります。ただし、その日が明治安田生命または明治安田生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

円支払特約

- この特約を適用することで、死亡保険金、解約返戻金等を円でお受け取りいただけます。
- この特約は、死亡保険金や解約返戻金等のご請求の際に、契約者または受取人からのお申し出により適用されます。
- この特約に適用する為替レートは、以下の適用日における明治安田生命所定の為替レートとなります。

| 種類 | 為替レート適用日*1 |
|--------|--|
| 死亡保険金等 | 所定の請求書類が明治安田生命に到達した日 |
| 解約返戻金 | 所定の請求書類が明治安田生命に到達した日または、明治安田生命の定める方法により解約手続きが完了した日 |

*1 その日が明治安田生命または明治安田生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

参照 円入金特約・円支払特約にかかる明治安田生命所定の為替レートについては、23ページをご覧ください。

円建終身保険移行特則

- 契約日から1年後の契約応当日以後、判定基準金額に対する解約返戻金の円換算額の割合が、あらかじめ指定いただいた目標値以上になった場合、円建終身保険に自動移行します。
- 目標値は、「105%」、「110%～200%（10%単位）」または「指定なし」から指定いただけます。また、目標値への到達日までであれば、目標値を変更することができます。
- 目標値への到達日における解約返戻金の円換算額（配当金がある場合それを含む）を移行時基本保険金額とし、到達日の翌日に円建終身保険に移行します。

※移行後の死亡保険金・解約返戻金は、積立金と同額となります（災害死亡保険金はありません）。

※移行後の予定利率は円建終身保険用の予定利率が適用されます。その後の予定利率の更新はありません。

※移行後の解約返戻金には市場価格調整は適用されません。

予定利率について

| | |
|-----------|---|
| 予定利率 | <ul style="list-style-type: none"> ● 保険金等を算出する際に基準となる利率であり、積立金に適用されます。 ● 毎月2回（1日と16日）、明治安田生命が設定*2します。 ● 契約日および予定利率計算基準日における予定利率を次の予定利率計算基準日の前日まで適用します。 ● 円建終身保険に移行した場合、円建終身保険用の予定利率を適用し、その後の更新はありません。 ● 一時払保険料や積立金が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。また、実質的な利回りとは異なります。 |
| 予定利率計算基準日 | <ul style="list-style-type: none"> ● 予定利率を更新する日です。契約日から10年ごとの年単位の契約応当日とします。 ● ただし、予定利率計算基準日における被保険者の年齢が96歳以上（契約年齢が20歳～75歳）または86歳以上（契約年齢が76歳～85歳）である場合は、その日を最後の予定利率計算基準日とし、その後は予定利率を更新しません。 |
| 最低保証予定利率 | <ul style="list-style-type: none"> ● 予定利率計算基準日に適用される予定利率は、最低保証予定利率を下回ることはありません。この商品の最低保証予定利率は0.50%です。 |

*2 外国国債（米ドル建はアメリカ合衆国国債、豪ドル建はオーストラリア連邦国債）の流通利回りをもとに設定します。

実質的な利回りについて

- この商品では、「10年経過時の解約返戻金額」の基本保険金額に対する年換算利回り（複利）を実質的な利回りとしております。
- 保険期間中の解約返戻金がこの利回りで増加するものではありません。
- ご契約に適用される実質的な利回りについては、ご提案書にてご確認ください。

積立金について

将来の保険金等の支払いのために、明治安田生命が積み立てる金額です。契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額であり、期間の経過とともに増加します。

4 お申し込みの際して

■ この商品は生命保険です

この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、元本割れすることがあります。また、預金保険制度の対象ではありません。

■ お取り扱いの規程

| 指定通貨 | 米ドル・豪ドル ^① | | | | |
|---------------|---------------------------------------|-------------------|-------------------|---------|---------|
| 保険料の払込方法・保険期間 | 一時払・終身 | | | | |
| 契約年齢範囲 | 契約者：20歳～85歳（満年齢） 被保険者：20歳～85歳（満年齢） | | | | |
| 一時払保険料 | 取扱単位 | 指定通貨でお払い込みいただく場合 | 円で お払い込みいただく場合 | | |
| | 最低 | 1,000米ドル・1,000豪ドル | 10万円 | | |
| | 最高 | 1万米ドル・1万豪ドル | 100万円 | | |
| 基本保険金額の増額・減額 | 増額：取り扱いません 減額：取り扱います | | | | |
| 契約者貸付 | 取り扱いません | | | | |
| 最低保証予定利率 | 0.50% | | | | |
| 予定利率更新の上限回数 | 契約年齢 | 20歳～25歳 | 26歳～35歳 | 36歳～45歳 | 46歳～55歳 |
| | 更新回数 | 8回 | 7回 | 6回 | 5回 |
| | 契約年齢 | 56歳～65歳 | 66歳～75歳 | 76歳～85歳 | |
| | 更新回数 | 4回 | 3回 | 1回 | |
| 告知 | 職業告知 | | | | |

① ご契約後の指定通貨の変更はできません。

② 明治安田生命が毎年設定する通算用為替レートで3億円を指定通貨に換算した金額が上限となります。

③ 同一被保険者がすでに明治安田生命の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけません。

※市場金利情勢によっては、取扱規程が変更となる場合があります。

※ご契約の具体的な内容につきましては、後日郵送される生命保険証券等を必ずご確認ください。

5 配当金について


■ 配当金

- 配当金は、資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日に円でお支払いします。ただし、**資産の運用実績によっては、配当金をお支払いできないことがあります。**

※円建終身保険移行後は、その移行日から5年ごとの応当日にお支払いします。

- 配当金は明治安田生命所定の利率*で積み立てておき、契約者から請求があったとき、または、死亡保険金や解約返戻金等をお支払いするときにあわせてお支払いします。

*この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。

 **参照** 適用される利率については明治安田生命ホームページ (<https://www.meijiyasuda.co.jp/>) をご覧ください。

6 解約返戻金と市場価格調整について

- 保険期間中はいつでもご契約を解約・減額して解約返戻金を受け取ることができます。なお、解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

※解約返戻金は原則、指定通貨建でお支払いします(円建終身保険移行後を除く)。

- **解約返戻金額は積立金額に市場価格調整を適用して計算されます。このため、解約返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

※円建終身保険に移行する際の解約返戻金額の計算にも市場価格調整が適用されます。

■ 市場価格調整

- 市場価格調整とは、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる手法です。このため、解約または減額等の際の市場金利に応じて解約返戻金額が増減します。
- **解約の際の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金額は減少することがあり、低下した場合には解約返戻金額は増加することがあります。**
- 具体的には、「解約計算日に定める利率+0.30%」が「保険契約に適用されている予定利率」を上回っている場合には、解約返戻金額は減少し、下回っている場合には、解約返戻金額は増加します。
- 予定利率計算基準日の直前の1ヵ月間は市場価格調整率が0となるため、解約返戻金額は積立金額と同額となります。
- 最後の予定利率計算基準日以後および円建終身保険移行後は、市場価格調整を行いません。したがって、解約返戻金額は積立金額と同額となります。

■ 解約返戻金の計算方法

解約返戻金額=解約計算日*1における積立金額×(1-市場価格調整率(注))

(注)市場価格調整率は、以下の算式により計算された率とします。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている予定利率} * 2}{1 + \text{解約計算日に定める利率} * 3 + 0.30\%} \right] \times \text{残存月数} * 4 / 12$$

*1「解約計算日」とは、所定の書類が明治安田生命に到達した日、または、明治安田生命の定める方法により解約手続きが完了した日です。

*2「適用されている予定利率」とは、解約計算日にこの保険契約に適用されている予定利率とします。

*3「解約計算日に定める利率」とは、指定通貨および契約年齢に応じて、解約計算日に明治安田生命が定める利率とします。

*4「残存月数」とは、解約計算日から起算して、直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの月数(1ヵ月単位)です。1ヵ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。


※「適用されている予定利率」と「解約計算日に定める利率」が同じ場合、予定利率計算基準日の直前の1ヵ月間を除き、解約返戻金額は積立金額より低くなります。

<解約返戻金の変動イメージ>

| | | | | |
|-----------------|---|-----------------------|---|--------------------------|
| 適用されている 予定利率 | < | 解約計算日に 定める利率+0.30% | ➡ | 解約返戻金は積立金を 下回 ります |
| 適用されている 予定利率 | > | 解約計算日に 定める利率+0.30% | ➡ | 解約返戻金は積立金を 上回 ります |

7 「為替リスク」および「金利変動リスク」について

この商品は、「為替リスク」「金利変動リスク」により損失が生じるおそれがあります。

 **参照** 「為替リスク」「金利変動リスク」について詳しくは、24ページをご覧ください。

8 お客さまにご負担いただく諸費用について

この商品にかかる費用は「契約初期費用」「保険契約関係費」「外貨のお取り扱いにかかる費用」の合計額となります。

 **参照** 諸費用について詳しくは、23ページをご覧ください。

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」には、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。
- この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

- 一時払保険料を指定通貨によりお支払いいただく場合や、死亡保険金や解約返戻金等を指定通貨でお受け取りいただく場合は、送金手数料または口座引出手数料等の手数料が別途必要となる場合があります(取扱金融機関により異なります)。

⚠️ お客さまにご負担いただく諸費用について

この商品ではお客さまには以下の「■ 契約初期費用」「■ 保険契約関係費用」「■ 外貨のお取り扱いにかかる費用」の合計額を負担していただきます。

■ 契約初期費用

| | |
|--------------|---------------------------------|
| ご契約の締結にかかる費用 | 基本保険金額に対して3.8%を乗じた金額を契約時に控除します。 |
|--------------|---------------------------------|

■ 保険契約関係費用

- ご契約後、円建終身保険移行前は、以下の費用を積立金から毎年控除します。

| | |
|--|-------------------------------|
| ご契約の維持・管理にかかる費用 予定利率を最低保証するための費用および 保険金等にかかる費用 | 被保険者の契約年齢、性別および経過期間等により異なります。 |
|--|-------------------------------|

- 円建終身保険移行後は、以下の費用を積立金から毎年控除します。

| | |
|-----------------|-----------------------|
| ご契約の維持・管理にかかる費用 | 移行日における予定利率等により異なります。 |
|-----------------|-----------------------|

「契約初期費用」「保険契約関係費用」は一時払保険料以外に別途お支払いいただくものではありません。死亡保険金額や解約返戻金額等は、すでにこの費用が差し引かれた後の金額となります。

■ 外貨のお取り扱いにかかる費用

- 円入金特約・円支払特約を付加・適用する場合、および円建終身保険移行特則により円建終身保険に移行する場合は、以下の明治安田生命所定の為替レートを適用します。この為替レートには為替手数料(50銭/1指定通貨)があらかじめ含まれています。

| | | |
|---------------------|-----------|-------------|
| 円入金特約における為替レート | T T M+50銭 | (2019年4月現在) |
| 円支払特約における為替レート* | T T M-50銭 | |
| 円建終身保険に移行する際の為替レート* | T T M-50銭 | |

※対顧客電信売相場仲値(T T M)は、明治安田生命の指定する金融機関が公示する値になります。
*明治安田生命所定の為替レートの算出式(T T M-50銭)は将来変更される場合があります。

→次ページへ



この商品にかかるリスク(損失が生じるおそれ)について

この商品は、「為替リスク」および「金利変動リスク」があります。これらのリスクは契約者または保険金受取人が負います。

■ 為替リスク

- ご契約後の為替レートの変動により、死亡保険金や解約返戻金等をお支払いする際の為替レートにより円換算した金額は、ご契約時の為替レートにより円換算した保険金額や返戻金額等を下回るおそれがあります。さらに、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料(円入金特約を付加し、円で払い込まれた場合は、円で入金した金額)を下回り、損失が生じるおそれもあります。

■ 金利変動リスク(市場価格調整)

- 解約・減額する場合や円建終身保険に移行する場合の解約返戻金額の算出にあたり、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を行います。このため、解約返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

1 8日以内であれば、お申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます（クーリング・オフ制度）

- 申込日または、本書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内（土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます。消印有効）であれば、**書面によりお申し込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申し込みの撤回等」）をすることができます。**この場合には、お払い込みいただいた金額をお払い込みいただいた通貨でお返しします。

※募集代理店等で当該外貨を購入してお申し込みされた場合、明治安田生命から返金された外貨を円に換算したときに為替差損が生じる可能性がありますのでご注意ください。

※お申し込みの撤回等のお手続き終了までには、お申込内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに保険証券を発送している場合があります。

- お申し込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により次の①～③の内容を記載した書面を明治安田生命あて上記期限内に発信してください。

- ① 契約者の氏名（自署）・フリガナ・住所・電話番号
- ② 保険契約申込日・商品名・一時払保険料・契約者ご本人名義の返金先口座（金融機関・支店名、預金種目、口座番号、口座名義人氏名）
- ③ お申し込みの撤回等をする旨の文言

【書面の送付先】

〒135-0016 東京都江東区東陽2-2-11

明治安田生命保険相互会社 金融代理店サービスオフィス

※書面は、個人情報保護の観点から、封書によるお申し出をお勧めします。

2 職業等については、ありのままを告知してください（告知義務）

- 契約者や被保険者には職業等について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから危険度の高い職業に従事されている方等が無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、**職業等、明治安田生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。**

- 告知受領権（告知をお受けできる権限）は明治安田生命が有しています。三菱UFJ銀行（募集代理店）の担当者（保険販売資格を持つ募集人）には告知受領権がなく、担当者に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

- 明治安田生命の確認担当職員または明治安田生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、ご契約のお申込内容等について確認させていただくことがあります。

- 告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、明治安田生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

- 三菱UFJ銀行（募集代理店）の担当者（保険販売資格を持つ募集人）等が、告知をすることを妨げた場合または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、明治安田生命はご契約を解除することはできません。

ただし、明治安田生命がおたずねした告知事項について、担当者等によるこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が事実を告げなかった場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、明治安田生命はご契約を解除することができます。

※ご契約を解除した場合には、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があれば契約者にお支払いします。

3 告知と一時払保険料相当額のお払い込みがともに完了したときから、明治安田生命はご契約上の責任を開始します（保障の開始）

- お申し込みいただいたご契約を明治安田生命が承諾した場合には、**告知と一時払保険料相当額のお払い込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。**

- 三菱UFJ銀行（募集代理店）の担当者（保険販売資格を持つ募集人）は、お客さまと明治安田生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田生命が承諾したときに有効に成立します。

4 次のような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります

- 免責事由に該当する場合（例：責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者死亡等）。
- 災害死亡保険金について責任開始時前に発生した災害や発病した所定の特定感染症を原因とする場合。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合。
- 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）や、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合。
- 保険契約について、詐欺の行為がありご契約が取消しとなった場合や、保険金等の不法取得目的の行為がありご契約が無効となった場合。

5 解約・減額と返戻金について

■ 保険期間中はいつでもご契約を解約・減額して返戻金を受け取ることができます。なお、解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

この保険にはお客さまにご負担いただく諸費用や市場価格調整があるため、返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

📖 参照 お客さまにご負担いただく諸費用については、23ページをご覧ください。

📖 参照 解約返戻金額の計算方法については、21ページをご覧ください。

■ 基本保険金額の減額は、以下の範囲で取り扱います。この場合、ご契約は減額分だけ解約されたものとして扱います。

- 減額後の基本保険金額が1万指定通貨以上、かつ、1,000指定通貨単位となること

※基本保険金額1万指定通貨以下でご契約された場合、減額は取り扱いません。

6 為替リスクについて

■ この商品は外貨建のため為替リスクがあります。

■ ご契約後の為替レートの変動により、死亡保険金や解約返戻金等をお支払いする際の為替レートにより円換算した金額は、ご契約時の為替レートにより円換算した死亡保険金額等を下回り、損失が生じるおそれがあります。

さらに、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料(円入金特約を付加し、円で払い込まれた場合は、円で入金した金額)を下回り、損失が生じるおそれもあります。

7 保険金額等が削減される場合について

■ 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

■ 明治安田生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

詳細に関するお問い合わせ先:

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

[月曜～金曜(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]

ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

8 現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討されている方へ

■ 現在ご契約の保険契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について、契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 新たなご契約は、現在のご契約と予定利率等が異なる場合があります。予定利率等が異なった場合、新たなご契約の保険金・給付金等は現在のご契約の金額を下回る場合があります。
- 現在のご契約と新たなご契約とで支払事由が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されない場合があります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 一般の契約と同様に告知義務があります。告知内容によっては、新たなご契約のお申し込みをお断りしたり、正しい告知をされなかったためにご契約が解除・取消しとなる場合があります。

9 相互会社の社員の権利義務について

■ 明治安田生命は相互会社の形態をとっており、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。相互会社では、契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります。社員の権利には、保険金等の支払請求権、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利等があり、主な義務としては保険料の払込義務があります。

10 生命保険の税金について

■ 円入金特約、円支払特約を付加・適用する等して、円で金銭の授受を行った場合は、その金額がそのまま課税の基準となります。

■ 指定通貨で金銭の授受を行った場合は、以下の基準により指定通貨を円に換算して、円建の生命保険契約と同様に取り扱います。

| 項目 | 為替レート適用日 | 適用する為替レート |
|--------|----------------------------------|--------------------|
| 保険料 | 明治安田生命が保険料を受け取った日 | 最終対顧客電信売買相場仲値(TTM) |
| 死亡保険金等 | 【相続税・贈与税の対象となる場合】 被保険者が死亡された日 | 最終対顧客電信買相場(TTB) |
| | 【所得税・住民税の対象となる場合】 被保険者が死亡された日 | 最終対顧客電信売買相場仲値(TTM) |
| 解約返戻金 | 解約計算日 | |

※円換算額が課税の対象となるため、外貨建の受取金額が基本保険金額(外貨建の一時払保険料)を下回る場合があります。

生命保険料控除について

お払い込みいただいた一時払保険料は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります。その年にお払い込みいただいた他の生命保険料と合算し、一定の金額が総所得金額から控除されます。

※一時払のため、当該年のみの適用となります。ご契約2年目以降は適用の対象となりません。

※個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の対象とはなりません。

解約返戻金受取時にかかる税金について

以下の課税対象額が、所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税の対象となります。

$$\text{課税対象額} = \left[\text{解約返戻金} - \begin{array}{l} \text{必要経費} \\ \text{(既払込保険料)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{特別控除} \\ \text{(50万円限度)} \end{array} \right] \times \frac{1}{2}$$

※他の一時所得と合算します。

※「必要経費」とは、一時払保険料から過去に必要な経費とした分を控除した残額です。ただし、減額の場合は、減額時の返戻金を上限とします。

死亡保険金等受取時にかかる税金について

契約者(保険料負担者)・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって、相続税、所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税、または贈与税の対象となります。

※契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合、500万円×法定相続人の数(相続を放棄した人を含む)が非課税扱いとなります。

[ご契約例]

| | 契約者 (保険料負担者) | 被保険者 | 死亡保険金受取人 | 税の種類 |
|---|-----------------|--------|----------|---------------------------|
| ① | 本人 | 本人 | 配偶者(子) | 相続税 |
| ② | 本人 | 配偶者(子) | 本人 | 所得税(一時所得)・ 復興特別所得税・住民税 |
| ③ | 本人 | 配偶者(子) | 子(配偶者) | 贈与税 |

 **参照** 税務の取り扱いについて詳しくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。

※本書面に記載されている税務の取り扱い等については、2019年3月現在の税制に基づくものです。今後、税制の変更にともない、保険料のお払い込み、保全手続き、保険金等のお受け取り、相続等に関する税務の取り扱いが変わる場合があります。なお、個別の取り扱いにつきましては、所轄の税務署や税理士等専門家に必ずご相談・ご確認ください。

11 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談について

ご契約に関する苦情・ご相談、ご契約内容の照会、各種お手続きについては、「明治安田生命コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

明治安田生命コミュニケーションセンター

月曜～金曜9:00～18:00 土曜9:00～17:00

(いずれも祝日・年末年始を除く)



ようこそ ハロー
0120-453-860

この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

12 保険金・解約返戻金等のご請求について

お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに「明治安田生命コミュニケーションセンター」にご連絡ください。

明治安田生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者が住所等を変更された場合には、必ず明治安田生命にご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり 定款・約款」・ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

明治安田生命の個人情報のお取り扱いについて

個人情報の利用目的

■お客さまとの取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくため、ご契約のお申し込みに際して、お客さま情報を取得させていただきます。なお、明治安田生命は取得させていただきましたお客さま情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。

- ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・明治安田生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

個人情報の留意事項

明治安田生命の個人情報の取り扱いについて、特にご留意いただきたい事項は以下のとおりです。

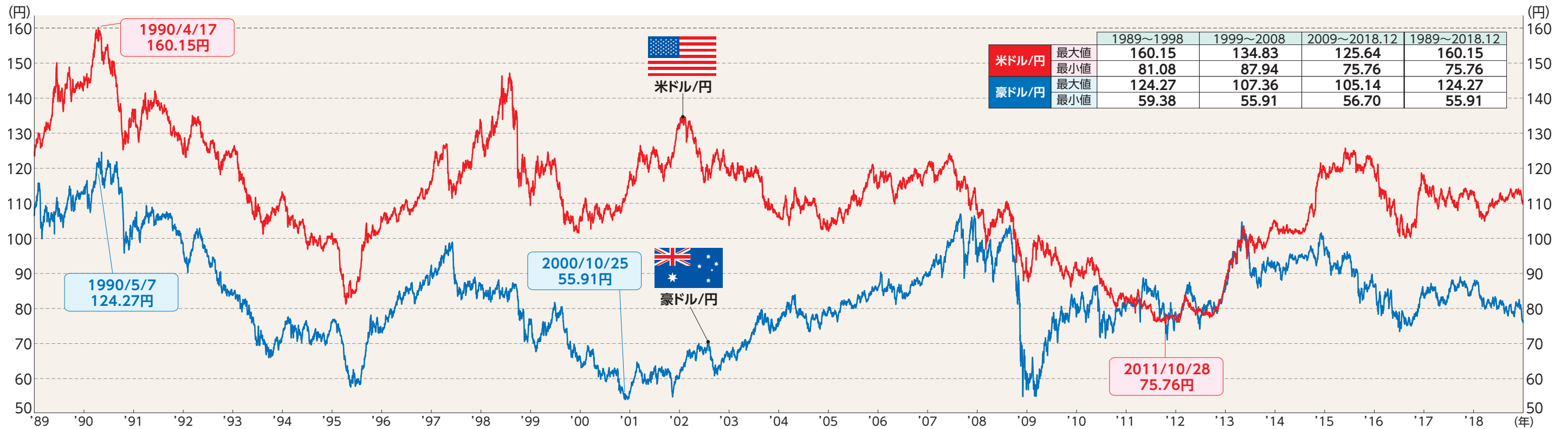
- お客さまの身体・健康状態に関する情報について
- ◆お客さまの身体・健康状態に関する情報は、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。
- ◆また、取得させていただきました情報は、保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、および医事研究・統計の目的に限定して利用させていただきます。
- ◆なお、保健医療等の機微(センシティブ)情報につきましては、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる目的に利用目的が限定されております。

■明治安田生命におけるお客さまに関する情報の取り扱いについては、ホームページ (<https://www.meijiyasuda.co.jp/>) をご覧ください。

為替レート推移表(米ドル・豪ドル)

●米ドル/円と豪ドル/円の為替レートの推移 (データ期間:1989年1月~2018年12月末)

●本ページの記載は、情報提供を目的としたものであり、将来の見通しを示唆・保証するものではありません。
 ●本ページの記載は、特定の通貨を推奨するものではありません。
 ●本ページの記載は、信頼できる情報源から得たデータに基づき作成しておりますが、その正確性等について明治安田生命が保証するものではありません。



過去のおもな出来事

| 年 | 出来事 |
|------|----------------|
| 1989 | 消費税導入 |
| 1990 | 昭和三十九年事件、天安門事件 |
| 1991 | 東西ドイツ統一 |
| 1992 | 中東湾岸戦争勃発 |
| 1993 | EU発足 |
| 1995 | 阪神淡路大震災 |
| 1996 | 日本版ビッグバン構想 |
| 1997 | 山證券破綻 |
| 1998 | 金融ビッグバン |
| 1999 | ユーロ誕生 |
| 2000 | 米同時多発テロ |
| 2001 | 日銀量的緩和 |
| 2003 | SARS流行 |
| 2005 | 中国人民幣切り上げ |
| 2007 | サブプライム問題 |
| 2008 | リーマンショック |
| 2009 | 民主党政権誕生 |
| 2010 | ギリシャ・アイルランド危機 |
| 2011 | 東日本大震災 |
| 2012 | 第二次安倍政権発足 |
| 2013 | 日銀量的・質的金融緩和 |
| 2014 | 消費税8% |
| 2015 | 中国人民幣切り下げ |
| 2016 | 熊本地震 |
| 2017 | トランプ政権誕生 |
| 2018 | 西日本豪雨 |

[出所]ファクトセットのデータ(ロンドン時間16時)を基に明治安田生命で作成

アメリカ・オーストラリアについて

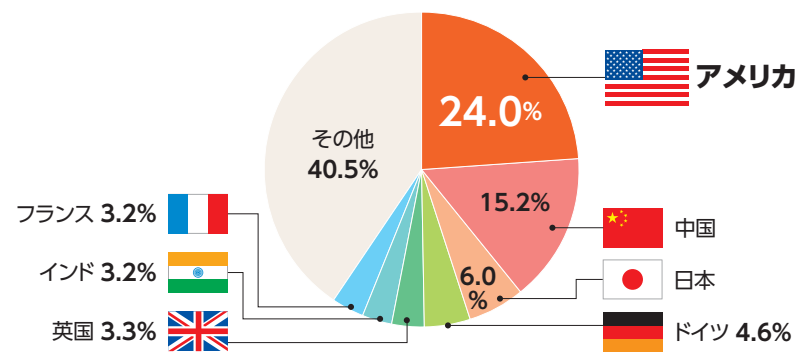
アメリカ [米ドル]

アメリカは全世界のGDPの約4分の1を占める世界一の経済大国です。
アメリカの米ドルは、取引量や流通量が世界で最も多い世界の「基軸通貨」です。

オーストラリア [豪ドル]

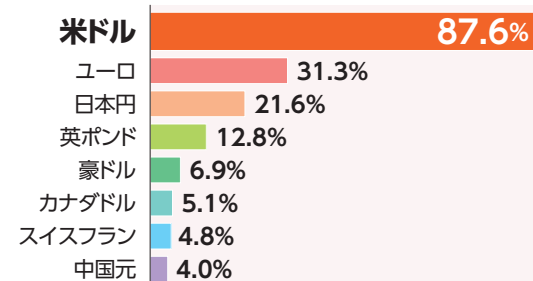
豊富な天然資源や農産物、牛肉などの輸出に加え、人口増加による内需拡大を背景として、今後も順調に経済成長していくと期待されています。

●主要国の名目GDP構成比(2017年)



[出所]外務省「主要経済指標」(2018年9月)

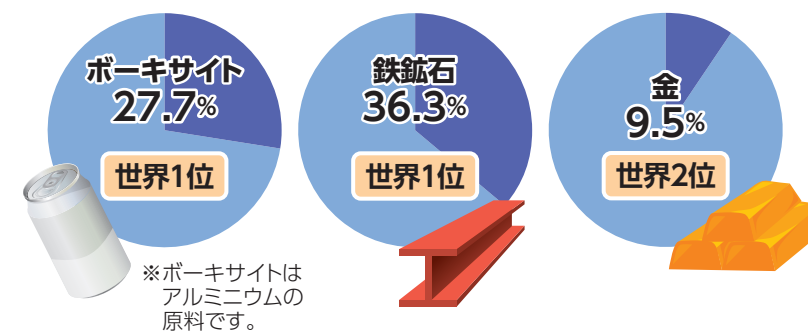
●外貨為替市場に占める取引高シェア(2016年4月)



※各取引には2つの通貨が含まれるため、シェアの合計は200%となる。

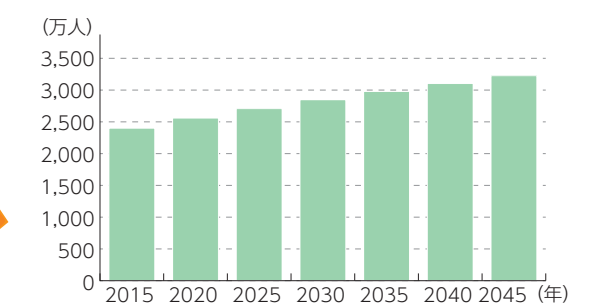
[出所]国際決済銀行 [Triennial Central Bank Survey(2016)]

●オーストラリアの鉱物の生産量シェア(2017年)



[出所]アメリカ地質調査所 [MINERAL COMMODITY SUMMARIES 2018]

●オーストラリアの人口推移予測



※2020年以降は中位推計値
 [出所]国際連合[World Population Prospects: The 2017 Revision]

ご契約の際には、「ご契約のしおり 定款・約款」および本書面をご確認のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。

〔「ご契約のしおり 定款・約款」記載事項の例〕

- お申し込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）について
- 告知義務について
- 保険金等をお支払いできない場合について
- 配当金について
- 解約と返戻金について
- 生命保険契約者保護機構について

「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」はお申し込みいただくご契約の内容や、ご契約にともなう重要なことからのうち、特にご確認・ご注意いただきたい事項を記載しています。

保険販売資格をもつ募集人について

三菱UFJ銀行の担当者（保険販売資格をもつ募集人）は、お客さまと明治安田生命の保険契約締結の媒介を行うことで、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田生命が承諾したときに有効に成立します。

募集代理店（三菱UFJ銀行）からのご説明事項

- 「外貨建・エブリバディプラス」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「外貨建・エブリバディプラス」は明治安田生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本割れすることがあります。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は「外貨建・エブリバディプラス」の引受保険会社である明治安田生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

明治安田生命コミュニケーションセンター

月曜～金曜9:00～18:00 土曜9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)



ようこそ ハロー
0120-453-860

募集代理店

 **MUFG** 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター〔保険〕

0120-860-777

月～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)

<https://www.bk.mufg.jp>

引受保険会社

 **明治安田生命保険相互会社**

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

電話 03(3283)8111番(代表)

ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>